

共同親権相談支援事業実施要綱（案）

第1 目的

令和8年4月に施行される民法改正により、離婚後も父母双方が親権を持つことが可能となる「共同親権制度」や父母間の取決めが無くても養育費請求が可能となる「法定養育費」、公正証書等が無くても差押え可能な「先取特権」が導入される。

そのため、親権のない父母（非養育者）から共同親権の申立等に関する相談や養育費の請求、差押えを希望する世帯の増加が見込まれる。

県として相談窓口の開設や養育費支払い手続き費用の補助を行うことで、民法改正に伴う不安や悩みを解消し、ひとり親世帯の親子が安心して生活できる環境を整えることを目的とする。

第2 実施主体

事業の実施主体は県とする。

第3 対象者

1 共同親権等相談窓口

埼玉県内在住（政令市・中核市除く）のひとり親世帯

2 養育費確保（差押え等）支援

埼玉県内町村在住で交付申請時にひとり親であり、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 養育費の差押え等の手続き費用を自己負担していること
- (2) 養育費の取決め対象となる子を現に養育していること
- (3) 過去に同様の事業を利用していないこと

第4 事業の内容等

1 相談対応と補助事業

(1) 共同親権等相談窓口

共同親権制度、離婚制度に精通した相談員による相談対応及び共同親権全般に関する弁護士による相談支援

(2) 養育費確保（差押え）支援

養育費の請求や差押えのための弁護士相談費用や強制執行経費の一部を補助

2 共同親権相談支援事業の啓発及び広報

共同親権相談窓口への案内や養育費確保（強制執行）支援の方法などの啓発、支援の流れ並びに手続きなどの事業内容を掲載すること。

第5 関係機関との連携等

事業の実施に当たっては、県は関係機関に広報などへの協力を依頼し、県、市町村、関係機関が十分に連携するものとする。

第6 協 議

事業の実施に当たっては、県と委託事業者は常に連絡をとり、事業内容について協議するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。